

議第9号

交通弱者を守る交通安全対策の強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年10月13日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義 殿

交通弱者を守る交通安全対策の強化を求める意見書

去る10月3日の朝、徳島市において、盲導犬と一緒に道路を歩行していた全盲の男性が、バックしてきたトラックにはねられ、盲導犬とともに死亡するという痛ましい交通事故が発生した。

当該交通事故による被害者は、視力を失ってからは盲導犬を共に歩む生活のパートナーとして温かく接するとともに、県の人権教育指導員として、これまで盲導犬への正しい理解のために各学校に対して講演をして回るなど、長年にわたり、盲導犬の普及啓発に尽力されてきた。

また、この9月17日には、秋の全国交通安全運動のオープニングセレモニーに出席し、交通安全における視覚障がい者や盲導犬に対する正しい接し方などについて、実演を交え講演を行った矢先の事故であった。

この事故の原因は、運転手の後方不注意はもとより、トラックが後退する際に、警告音のスイッチが切られていたことによるものであるが、現状では車両後退時に警告音を発することに関し義務が課せられていない状況にある。

よって、国においては、こうした痛ましい交通事故を二度と発生させないため、また視覚障がい者をはじめとする身体障がい者や、高齢者など交通弱者に対する安全・安心な交通社会の実現に向け、次の事項についての法整備や啓発活動、交通事故を防止するための技術開発への支援等を実施するよう強く要請する。

- 1 障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保する上で、視覚障がい者における音や聴覚障がい者における視認性の重要性などを具体的に周知する啓発を行うこと。
 - 2 貨物車等の製造メーカーに対して、後退する際に警告音を発する装置を取り付けることを義務付けるよう法令で規定するなど、車両後退時の総合的な安全対策を早期に検討し、実施すること。
 - 3 貨物車等の運転者に対して、車両を後退させる際に、常時、警告音を発することを義務付けるよう、法令で規定すること。
 - 4 ハイブリッド車や電気自動車には接近を知らせるための車両接近通報装置の装備を義務化すること。
 - 5 車両の死角部に歩行者がいる場合には車両を停止させるなど、衝突を回避するシステムの技術開発を支援するとともに、その普及を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長
警 察 庁 長 官
協 力 要 望 先
県 選 出 国 会 議 員

議第10号

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年10月13日

提出者

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 榎丸 | 本若 | 祐元 | 孝二 | 杉木 | 本南 | 直征 | 樹美 |
| 藤北 | 若田 | 元勝 | 二治 | 西岡 | 沢本 | 貴富 | 朗治 |
| 岸喜 | 島本 | 泰宏 | 也治 | 岡井 | 本川 | 龍正 | 二義 |
| 岩南 | 多佐 | 宏義 | 思弘 | 川寺 | 端井 | 正章 | 邇生 |
| 嘉岩 | 見丸 | 恒博 | 生之 | 元来 | 木代 | 正俊 | 文雄 |
| 須岡 | 見田 | 正一 | 史仁 | 中岡 | 山田 | 佑正 | 樹人 |
| 原重 | 井清 | 理佳 | 繪敬 | 島木 | 下貝 | 浩昌 | 功司 |
| 白黒 | 木崎 | 春哲 | 之夫 | 眞庄 | 野井 | 美広 | 彦穂 |
| 長山 | 尾西 | 国 | 章見 | 高古 | 川 | | 志 |
| | | | 朗 | | | | |

徳島県議会議長

川端正義殿

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意に関する意見書

去る１０月５日に大筋合意に至った環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、各国の批准を経て発効すれば、交渉参加１２カ国の国内総生産（ＧＤＰ）が世界全体の４割近くを占める太平洋を囲む巨大な経済圏が誕生することとなる。

ＴＰＰによる関税の撤廃・削減や貿易手続の簡素化により、衣食住に関わる多くの商品が安く購入できることや日本の優れた工業製品などの輸出促進につながり、また、投資ルールが整備されることで、中小企業、流通などのサービス産業の海外展開が図られるなど、輸出・輸入の双方でメリットがあると期待されている。

一方、農林水産業では、関税の大幅な削減や輸入枠の新設により、海外から安価な食料品が流入し生産者の経営を圧迫するなど、影響は避けられない見通しである。

よって、国においては、ＴＰＰによる効果が最大限発揮されるとともに、農林水産業に従事する生産者の不安を払拭するため、次の事項を実現されるよう、強く要請する。

- 1 全ての交渉分野において、国民に対し分かりやすい詳細な説明を行うとともに、ＴＰＰが地域経済・国民生活などに及ぼす影響を分析し、具体的かつ速やかに情報開示すること。
 - 2 我が国の農林水産業が、進展するグローバル化に的確に対応でき、成長産業となるよう農林水産業対策予算の確保など万全の措置を講じること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

外 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

経 済 産 業 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員